平成２８年（フ）第２０５号
富山市大泉464番地６
破産者　山口　律子
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
富山県高岡市博労町１番15―104号　リッツ、前住所富山県高岡市中島町４番19号
破産者　さこうこと　廣田　綾子
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第４６号
富山県氷見市柳田41番地14
破産者　四十住真之
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３５８号
金沢市東蚊爪町チ90番地
破産者　北川　和也
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２６号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目36番18号　ニューハイツ藤Ａ―103号、前住所静岡県浜松市中区葵西２丁目25番40号コーポ桂２Ｆ
破産者　奥山恵美子（旧姓児玉）
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２１６号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地140　ファンタジアⅢ202号
破産者　得田　修平
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４０２号
名古屋市瑞穂区彌富ケ丘町１丁目34番地の２　エミナンス弥富ケ丘Ｂ棟301号
破産者　宮原　善光
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６３９号
沖縄県糸満市字武富76番地の３、従前の住所名古屋市千種区仲田２丁目19番18号　マノアール仲田602号
破産者　ＹＵ　ＳＺＥ　ＴＩＮＧこと　游　思婷
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３９号
名古屋市緑区黒沢台１丁目1226番地
破産者　杉崎ちづる
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４６号
名古屋市東区葵２丁目11番18号　錦ビル303号室、住民票上の住所愛知県津島市神守町字中町96番地１
破産者　國井　重樹
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８２号
名古屋市北区辻町７丁目33番地、従前の住所名古屋市北区下飯田町３丁目11番地
破産者　リックスおくむらことリックス奥村ことおくむらや酒店こと　奥村　俊昭
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７２号
名古屋市緑区鳴海町字北浦８番地　グリーンハウス鳴海302号、従前の住所名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地６棟401号
破産者　桝田　　哲
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３０号
堺市北区新金岡町３丁２番金岡東Ｄ団地６号棟106号室、開始決定時堺市北区金岡町2338番地１　けやきハイツ202号
破産者　吉直　健二
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２８号
大阪市西淀川区出来島３丁目３番２―1301号
破産者　江本貴久美
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５２号
大阪府茨木市太田２―10―31―103　北美帆子方、住民票上の住所大阪府茨木市中総持寺町８番１号　山口文化　203号
破産者　伊藤　勝二
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５９号
大阪府門真市下馬伏町29番３―203号
破産者　藤原　康登
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９２６号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番７―304号
破産者　下條　　基
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５８号
大阪府八尾市太田新町６丁目196番地
破産者　千葉　雅史
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５９号
大阪府八尾市太田新町６丁目196番地
破産者　千葉　理恵（旧姓大西）
１　決定年月日　平成29年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部